

■第39回羽山台空家対策プロジェクト会議を開催しました！

令和3年10月14日（木）第39回羽山台空家対策プロジェクト会議を羽山台校区コミュニティセンターにて開催し、次の内容について協議しました。

【協議事項等】

○現在の空家対策検討課題について

→住まいるノートの活用

- ・自治会へ説明会の提案をしています。
- ・住まいるノートの見本をコミュニティセンターへ5部配置します。

→無償譲渡による空家解消

- ・広報紙（6月発行）にて、無償譲渡による空家の解消について呼びかけを行いました。贈与の申し出は今のところありませんが、応募は1件ありました。

→空家に関するアンケートの途中経過について

- ・120軒ポスティングしました。

→空家相談について

- ・2件の相談がありました。個別に対応しています。

→草刈依頼

- ・8月に1件の依頼がありました。業者を紹介しています。

○令和3年度の取り組みについて（中間報告）

→アンケートの実施や広報紙による呼びかけなど、主な活動の報告と今後の進め方についてプロジェクトメンバーで確認しました。

○その他

→相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属について

- ・「相続土地国庫帰属制度」が国会で成立されたことにより、この制度の説明を行いました。

2021(令和3)年9月 羽山台校区まちづくり協議会通信

「Dランクになる前に」

羽山台空家対策プロジェクト 三小田 勲

新しい団地も40年もすれば空家が出てきます。将来自分の家がどうなっていくのかシミュレーションするのが「住まいるノート」です。

具体的に家族と話し合っ自分の家が空家にならないために記録していくのが良い方法だと思います。私たち空家対策プロジェクトチームは、空家をA～Dランクに区分しています。もう壊すしかないDランクになる前になるべくAランクのうちに手を打ちましょう。

A：現況のままでも利用可能
B：小規模な修繕で利用可能
C：現況のままでは利用困難
D：倒壊の可能性で利用不可能



2021(令和3)年6月 羽山台校区まちづくり協議会通信

「空家所有者の皆さまへ」

羽山台空家対策プロジェクト 事務局長 平良 幸雄

羽山台空家対策プロジェクトでは空家の無償譲渡を始めました。空家所有者の皆さんで、空家を提供しても良いと考えている方(譲与者)また、空家を受け取って、利活用を考えている方(受贈者)がいましたら、気楽に申し出てください。要望に応えられるように、マッチングを図って参ります。

プロジェクトでは今回、羽山台小学校交差点近くの、2年以上売却できず劣化が進んだ空家を無償譲渡で解消し、所有者よりお礼の手紙をいただきました。

空家は時間の経過とともに劣化が加速度的に進みますので、早期の対応が望ましいと考えています。よろしくお願ひします。

連絡先
羽山台空家対策プロジェクト事務局長
平良幸雄
固定電話 0944-51-3691
Fax 0944-51-3691
携帯電話 090-8623-4060



【次回開催】

第40回 令和3年11月11日（木）10：30～ 羽山台校区コミュニティセンターにて開催

【編集後記】

空家対策担当3年目。編集後記初登場のA. Mです。

皆さん、悩みを聞いてください。所有者に空家の適正管理を何度も依頼しても対応されません。『後日、業者に電話して対応しときます』『わかりました。危なくないように対応しておきます』と言われるのですが、その場しのぎの返事でいつになっても改善されません。

第三者に危害を加えると、修繕費や解体費をはるかに上回る損害賠償を請求される可能性があるため、損害賠償額を試算したチラシも同封していますが、一向に対応されません。

被害があってからでは遅いのです！何より、空家の近くにお住まいの方は、台風が来るたび、強風が吹くたび、不安な思いをされています。

ひょっとしたら、所有者も適正に管理したくてもできない悩みを抱えておられると思います。せめて、悩みを打ち明けていただけたら、相談窓口や支援策を紹介することもできるのですが…。

所有者の心に響かせるにはどうしたら良いか、日々模索しているところです。

<A. M>

